

第3回港区区政会議福祉部会 議事録

- 1 日 時 平成29年3月8日(水) 午後7時～午後9時
- 2 場 所 港区役所5階会議室
- 3 出席者(委員) 五十君員、上田委員、近江委員、坂本委員、新藤委員、
信野委員、武智委員、土田委員、西澤委員、発坂委員、
山本委員、吉田委員
(オブザーバ) 港区社会福祉協議会 砂田事務局長
(港区役所) 幡多港区副区長、川上総合政策担当課長、
西堂総合政策担当課長代理、中村保健福祉課長、
神崎子育て支援担当課長、北野生活支援担当課長、
谷口窓口サービス課長、坂下保健福祉課長代理、
禿保健福祉課長代理、柏木生活位支援担当課長代理、
五島保健副主幹
- 4 議 題 平成29年度予算(案)と施策・事業について
その他

○坂下保健福祉課長代理 では定刻になりましたのでただいまから港区区政会議福祉部会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお寒いところ、そしてお忙しいところ夜分にもかかわりませず、区政会議福祉部会へご参加いただきましてまことにありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます港区役所保健福祉課長代理の坂下と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、幡多副区長から一言御挨拶をさせていただきます。

○幡多副区長 皆さまこんばんは。いつも大変お世話になっております、幡多です。夜の何かとお忙しい時間帯にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。それからきょうも港区社会福祉協議会の砂田局長にオブザーバーとしてご参加いただいております。どうもありがとうございます。

今日から本格的に大阪市の議会のほうで来年度の予算についての審議が始まりました。で、きょうたまたま、地域福祉の取り組みが非常に大事だということで、港区はかなりもう前からいろんな取り組みをしているけれどどういう取組をしているのかという質問がありまして、議会のほうに行ってきたらご説明をしてきたんですけども、そういうふうには呼んでいただけるぐらい、港区では区全体の取り組みを横糸にして、それから各地域の取り組みを縦糸にして、その横と縦の糸のネットワークをがっちりとすることによって地域福祉を進めていきたいという、そういう考え方になっていまして、平成24年度の終わりに区全体の港区独自の地域福祉計画をつくりました。で、今ほかの区でもだんだんできてきていて、今の時点で大体24区のうち15区が区全体の計画を策定したとおっしゃっていました。それに比べて港区のほうは、各地域、小学校区のほうで地域福祉活動計画というのをつくっていただけていまして、これ全ての地域で平成25年度末までにつくっていただけたんですけども、こんなふうに各小学校区で皆さんで話し合いしていただけて何を選擇するのかということも計画に位置づけていただくという

取り組みって、実は港区が一番最初にやって、今見てももう一区できているだけなので、24区のうち2区しかそういう小学校区単位での計画がないということで、とても評価をしていただきました。これは区全体では半分以上のところは区の計画をつくっていただきますけれども、地域の計画については2区だけしか計画をつくっていないということで、地域のほうで地域福祉を進めようというパワーを改めて感じています。

で、この計画というのはやはり見直しをしていかないといけないので、区全体のほうは法律の改正とかもありましたから昨年の8月に一度改定を、区政会議でもご意見をいただいで改定させていただきました。また、地域のほうの今の計画に平成30年度までということになっているので、まだ次の改定まで時間はあるんですけれども、できるだけ早く今の地域の現状が何年か前とどう変わってきていて今後どういうふうになっていくのかということをお知らせをして、じゃ何をしていけないといけないよねということをお知らせを少しづつ考えていただけるようになればなと思っています。

今日は来年度予算、それから来年度の港区の取り組みについてご説明をさせていただいて、ご意見を頂戴したいと思っています。この区政会議というのは、住民の皆様の意見を反映してしっかりと区政に生かしていくという重要な位置づけになっていますので、本日もぜひとも忌憚のないご意見をどんどん頂戴できればと思っています。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

○坂下保健福祉課長代理 ありがとうございます。続きまして、現在の部会の開催状況を報告させていただきます。委員出席状況ですが、委員の計数が16名のところ、ただいま12名のご出席を賜っておりますので、本会は有効に成立いたします。

そして、本会議は公開となっております、後日会議録を公表することとなっておりますので、会議の内容を録音させていただきます。ご理解、ご協力よろしく願いいたします。

それでは本日の議事に入らせていただきます。ここからの進行は武智議長にお任せしたいと思います。武智議長、よろしく願いいたします。

○武智議長 それでは、ご氏名をいただきました、武智でございます。座らせていただきまして、座ったまま進めさせていただきます。委員の皆様におかれましてはぜひともこの福祉部会内で建設的なご意見を述べていただくとともに、ほかの方のご意見についても耳を傾けていただきながら活発な議論をしていただきたいと思います。それでは議題に行きます。「平成29年度予算（案）と施策・事業について」事務局で説明させていただきます。

○川上総合政策担当課長 皆さんどうもこんばんは。総合政策課の課長をしております、川上と申します。私からまず、平成29年度の予算編成に対します考え方、来年度の取り組みにつきまして内容を説明をさせていただきたいと思っております。資料といたしましては、事前に送付をさせていただいております、右肩に資料①と書いた「港区関連予算（案）概要」と書いたものと、右肩に同じく資料②と書きました、「平成29年度港区運営方針（案）」と書きました資料を使わせていただきたいと思いますので、ご用意をお願いいたします。なお、本日資料のほうお持ちでない方につきましては、手を挙げていただきましたらお配りをさせていただきたいと思っております。右肩に四角の中に資料①と②と書いてあるものでございますけれども、よろしいですか。

よろしいでしょうか。それでは座らせていただきまして、させていただきます。平成29年度予算の編成の考え方、並びに平成29年度の施策の取り組みの考え方につきましては、昨年度から今年度の途中にかけて、皆さんにご議論をいただきましてつくりました、大阪市港区のまちづくりビジョン。平成31年度をめざして取り組んでいくビジョンの2年目に当たります平成29年度ということで、ビジョンを達成するために平成29年度にどのような取り組みをするかということでとりまとめさせていただいております。まず予算ですが、資料1の1枚目の一番下に、この間の予算額の推移を表にさせていただいております。平成25年度に区CM制度ということで、まちづくりに関する局の事業を区長の権限で、予算編成をしていくことになりまして、総予算として急激に上がっているところでございます。その後4年たちまして、少しずつ減ってはきてい

るのですけども、平成29年度全体の予算といたしまして、自由経費とシティー・マネージャー自由経費を足しますと8億7700万余りという予算額になっております。この内、区長自由経費ということで真ん中の欄に、2億9483万円と書かせていただいております。昨年度と比較しますと約3500万円増えています。ただし、この3500万円ふえている分につきましては、平成29年度から窓口サービス課の委託事務ですね。これが約3300万円あるのですが、これが市民局予算から港区区役所予算のほうに移管をされたということになりますので、大体昨年度と同規模の予算規模になっております。

先ほども申しましたとおり、まちづくりビジョンを達成するための平成29年度に何をやるかということで予算編成をさせていただいたんですが、この資料1の1枚めくっていただきまして、2ページ目を見ていただけますか。今年度の夏に子どもの生活実態調査にかかわります調査をいたしまして、特に取り組んでいかなければならない課題につきまして、各区から出しまして、港区につきましては2事業が採択をされるという状態になっております。この2ページ目の上から2つ目と3つ目ですね。「新」と書いております、「港エンパワメント塾」、それとその下にあります、「拡」とあります、これ拡充なんですけど、「不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業」と。この2つがこどもの貧困が連鎖をしないようにということで取り組みをさせていただきたいと思っております。

エンパワメント塾につきましては、ちょっと片仮名なのですが、学習意欲の喚起ですとか、学習方法や学習のマネジメント、そういった意味ですが、今まで経済的理由で市の塾代助成事業では塾等に通えなかった方等につきましても塾に通えるようにする事業でございます。

不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業につきましては、この間サードプレイス事業とか取り組みを港区として進めてきたところなのですが、それをさらに拡充をして不登校児童に対します放課後の学習支援とか、別室登校支援等に取り組んでいく事業でございます。

それと、一番上にあります、「大阪港開港150年を契機としたベイエリア魅力向上事業」でございますが、こちらにつきましてはこの平成29年が大阪港開港150年に当たりますので、この150年を契機といたしまして、大阪市の中心部です。中之島でありますとか、大阪城等と舟運で結ぶなど築港・天保山エリアで市民参加型のイベント、天保山まつりの内容を拡充して取り組んでいくと考えております。

そのほか、先ほどの区長の挨拶でもありましたように、福祉は非常に重要であるということで、下から2番目のシニア・サポート事業を引き続き取り組んでいくと考えております。

そこから先、3ページから5ページにかけては、区長自由経費の一覧になっておりまして、昨年度と今年度と比較ができるようになっております。

先ほども申しましたように、総枠として財源が来年から同じレベルになりますので、何か新しい事業をしようと思いますと、何かを節約をしてお金を生み出すことが必要になってきており、こういう中で大体昨年と若干減という事業が多い形で予算編成をさせていただいております。また、一つ一つにつきましてはごらんをいただきたいと思っております。

それと、6ページから9ページにわたりまして、こちらが先ほど申し上げましたシテイ・マネージャー予算になります。これは局が事業を行うのですが、区のまちづくりに関することは区長の権限で予算編成をするというものでございます。

昨年度まで事業項目名だけで事業別に出していましたので、非常にわかりにくいというご意見がございました。そこで、今年度は一番右の欄の「備考」の欄で、この事業項目の中でどのような事業をやっているかがわかるように今年は資料をそういう形にさせていただいており、平成28年度との比較がわかる状況の形になっております。そちらにつきましてもシーリング等がかかっておりますので、ほとんどの事業が若干マイナスというような形で予算編成を組んでおります。

1枚めくっていただきまして、10ページ、11ページなんですが、こちらはまず10ページは、この間の予算額の推移をグラフにさせていただいたものです。平成25年

度、平成26年度、予算推移と、そこから若干減っているグラフになっております。それと11ページはこのCM予算自由経費となります。これのうち、この下から2つですね。区CM自由経費と区長自由経費、これが区政会議にかけてご意見をいただくところになっています。これ以外に、法令で決まっている、もしくは24区で統一して取り組んでいかなければならないというものにつきましては、局予算という形になっておりまして、ここには出てこないという形になります。

前回の区政会議でご意見いただきました、例えば障がい者関連事業にかかります予算が余り出てこないというご意見もあつたんですけども、障がい者関連事業につきましては法令等に基づく施策がほとんどということで、局予算がございまして、局予算に占める区CM予算額は6%ぐらいしかないという状態です。それと、資料2がこういう予算編成のもとで作成しました運営方針案です。運営方針は、昨年7月に皆さんにも議論いただきました「まちづくりビジョン」の5つの柱を、運営方針の経営課題にさせていただいております、経営課題ごとに概要と主な戦略、それと具体的な取組という構成で作成させていただいている書面になります。個々の取組につきましては、この後ろにつけておりますが、概要版という形で配付させていただいております。本日はこの中の福祉部会にかかる分野につきまして、この後ご説明をさせていただいた上で、皆さんからのご意見をいただきたいと思っております。

予算編成にかかります考え方、運営方針作成の考え方につきましての説明は以上でございます。

○中村保健福祉課長 保健福祉課の中村でございます。議題1の、平成29年度の施策事業につきまして、私と神崎、柏木がそれぞれの担当する項目について説明申し上げます。座らしていただきます。資料の3、「平成29年度港区運営方針（案）」この概要版の15ページ、経営課題の3。「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」をご参照いただきますようお願いいたします。「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、障がい者や高齢者を始めとした支援を必要とする人々が地域で安心して

暮らせるよう地域にかかわる多様な活動主体が協働して地域社会全体で支えていく取り組みを促進するという必要がございます。また、健康の保持・増進のために食生活の改善や適度の運動など、健康な生活習慣を身につけるとともに生活習慣病の予防や疾病の早期発見が重要で、区民の主体的な健康づくりを促進する必要がございます。そのため4つの取り組み、1つが「地域福祉の推進」、2つ目が「地域包括ケアシステムの構築」、3つ目が「セーフティーネットの充実」、4つ目が「健康寿命の延伸」、この4つについて説明させていただきます。

それでは16ページをお開き願います。1の「地域福祉の推進」ですが、具体的取り組みとして3項目挙げております。まず半括弧の1、「地域福祉アクションプランの推進支援」ですが、平成25年度に全11校下で策定されました地域福祉活動計画、アクションプランに基づきまして、各地域で活動が主体的に推進されますよう、引き続き区社会福祉協議会と連携して支援をしております。また、地域福祉活動の取り組みの現状について、広報みなとで特集号により広く周知しますほか、港区の地域福祉の課題共有と地域福祉活動の担い手の育成を目的とした区民向け講演会を開催し、目標として身近な地域福祉活動について知っていると答えた区民の割合を60%としております。これは平成28年度は各地域における地域住民懇談会の開催を目標としておりましたが、区民への地域福祉活動の周知という観点に目標を変更しております。予算といたしましては、講演会開催と広報にかかる経費として、36万4000円を計上しております。

次に同じく16ページの半括弧の2、「高齢者等要支援者の見守り支援」であります。地域における見守りのネットワークを強化するため、介護を必要とする高齢者や障がい者といった要援護者の情報の集約や孤立死リスクの高い要援護者等の支援を実施いたします。高齢者や障がい者といった要援護者支援について、大阪市のほうでは地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を来年度、平成29年度予算における真に支援を必要とする人々のための施策と位置づけて、推進するとされております。これはみずから相談できない方等を支援するため、区社協内にあります見守り相談室におき

まして、要援護者名簿を設置、地域へ提供するとともに孤立世帯等を積極的に訪問するという事業で、平成27年度から実施されております。港区の取り組みといたしましては、地域見守りコーディネーターを区内全11校下に配置、高齢者等の相談や見守り支援、シニア・サポート事業のマッチング等を行うことにより、地域における住民主体の福祉コミュニティづくりを推進してまいります。また、要援護者の情報をネットワーク委員、民生委員の方々に提供するとともに、新たな見守り協力事業者の登録及び人材育成を進め、地域での見守り体制を強化してまいります。目標といたしましては、要援護者からの相談延べ件数を3900件としており、予算として見守りコーディネーター及びマッチング担当の配置にかかります人件費、また事務所使用料等で1473万2000円を計上しております。

続きまして17ページの半括弧の3、「認知症支援ネットワークの拡充」でございますが、認知症、高齢者支援の充実につきましても、大阪市の真に支援を必要とする人々のための施策として位置づけられておりまして、平成29年度新たに認知症強化型地域包括支援センターの運営事業を実施し、認知症施策の推進拠点として各区1カ所の地域包括支援センターの体制を強化いたします。港区では、港オレンジチームがある南部包括支援センターが該当いたしておりまして、地域の認知症対応力の向上を図るために認知症推進担当が配置されます。また、認知症初期集中支援チームが土曜日も活動できる予算措置が大阪市のほうでなされます。港区といたしましても、認知症の方やその家族を地域で支援するため、これまでの保健医療、介護・福祉の関係機関の連携のさらなる強化に取り組んでまいります。また、認知症の症状の早期の発見、気づきを適切なケアに結びつけられるよう早期診断、早期対応の仕組みづくりに取り組むとともに、認知症や認知機能の低下予防に関する正しい理解を深めるため、講演会や研修会等啓発活動を行ってまいります。目標といたしましては、地域包括支援センター運営協議会のメンバーに対するアンケートで、認知症支援のための関係機関の連携が進んでいると答えた人の割合も80%以上としておりまして、平成28年度は目標を講演会や相談会の開催と

していたところを、地域包括支援センター関係者から見て連携が進んでいるかどうかに変更をいたしております。

次に同じく17ページの2、地域包括ケアシステムの構築でございますが、具体的取り組みとして2項目を挙げております。まず1つ目、半括弧の1、「在宅医療・介護連携の推進」でございますが、大阪市では団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、疾病を抱えても住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、医療と介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療、介護サービスを提供できる体制を構築する取り組みを進めております。港区といたしましても、昨年8月に港医師会様と大阪みなと中央病院において設置されました、在宅医療・介護連携、相談支援室を始めとする関係機関と連携して、職種間の相互理解と区民への普及、啓発を目指した会議や、研修会、講演会の開催などの取り組みを進めてまいります。目標といたしましては、在宅医療・介護連携に関する専門職向け研修受講者に対するアンケートで、港区では在宅医療、介護連携に関する取り組みが進んでいると回答した人の割合を70%以上としており、平成28年度は講演会の一般の受講者の理解度としていたところを、実際に事業に携わっている専門職の方から見て取り組みが進んでいるかどうかに変更しております。

次に18ページをごらんください。半括弧の2、生活支援コーディネーターの配置による生活支援・介護予防の基盤整備でございます。港区では平成27年度から継続して、区社会福祉協議会が生活支援コーディネーター事業を実施されており、地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、地域ニーズに応じた多様なサービス提供主体を確保するための調整等を行われており、地域資源のネットワーク化や、生活支援の担い手の発掘、養成、活動動画の発掘、開発、サービス実施情報の提供周知に取り組んでおられます。区役所としても区社協と連携して地域資源、地域の集いの場としてのサロンの立ち上げを推進してまいります。目標としては、平成29年度に新たに立ち上がるサロンの数を8件以上としており、平成28年度はサロン口座と協議体という会議の開催を目標

としていたところを変更をいたしております。

次に19ページ以降の3、「セーフティネットの充実」でございます。半括弧の1の「高齢者等要支援者の見守り支援」につきましては、先ほどの1の地域福祉の推進での説明と同じ内容になりますので、省略させていただきます。

半括弧の2、「乳幼児発達相談事業の強化」でございますが、発達障がいのあることと養育者が速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育、教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期の段階で継続的な相談支援を実施します。具体的には乳幼児健診や発達相談、4歳、5歳児発達相談において心理相談員による相談・助言・支援を行うもので、目標としては相談のできる場を利用したことで不安が軽減されたと答えた養育者の割合を70%としております。予算としては臨床心理士の報酬として280万6000円を計上いたしております。

少し飛びまして、20ページをお開きください。中ほどの半括弧の5、「障がい者・高齢者虐待の防止の取組み」でございます。障がい者、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の関係機関と連携し、虐待の発生防止や早期発見、虐待事案への迅速・適切な対応を行ってまいります。また、民生委員との地域団体や関係機関に対し、障がい者、高齢者虐待防止に対する理解を深め連携を強化するため、講演会を実施いたします。目標といたしましては、障がい者、高齢者虐待防止連絡会議のメンバーに対するアンケートで、関係機関との連携により虐待案件の早期発見、迅速・適切な対応が行われているという答えた方の割合を80%以上としており、平成28年度は講演会の一般の受講者側の理解度としていたところを、虐待案件に実際に携わっている専門職から見取組みが進んでいるかどうかに変更しております。

次に少しまた飛びますが、23ページの4をお開きください。4の「健康寿命の延伸」でございます。具体的取組みとして、2項目を挙げております。まず半括弧の1、

「区民の健康増進」でございますが、区民の健康の保持・増進を目的として生活習慣の改善、健康づくりの実践を促進するため、11月を「港区健康月間」と定め、区内企業、各種団体や関係機関の参画を得て協働して「港区健康フェスタ」を始めとした取り組みを進めてまいります。「港区健康月間」中は区内企業や団体等の協力を得まして、さまざまな健康づくりの関連の企画を実施することにより、より区民の健康づくりへの動機づけの機会を提供いたします。また、区民の自主的な健康づくりの活動の実践を促し、健康アップを図るため運動サポーターと協働して地域での運動・健康づくりの知識の普及、啓発、特に「いきいき百歳体操」など、介護予防や健康づくりに資する住民運営の通いの場への支援を行いますとともに、健康づくりイベントを実施してまいります。目標としては健康月間中に健康づくり支援の取り組みに参加した区民の人数が平成27年度の参加者数の25%増、約2100人以上の参加とし、予算としてはイベント広報の印刷等の経費として52万7000円を計上しております。

次に半括弧の2、「がん検診・特定健康診査の受診率の向上」でございますが、港区は区民の平均寿命、健康寿命とも大阪市平均を下回る、芳しくない状況となっておりますが、がん検診、特定検診の受診率は残念ながら低いという状況にあります。そこで、区民のがん検診・特定健康診査の受診率の向上を図るために、区広報紙やホームページにより年間の検診日程を周知するほか、各種事業、イベントの機会を利用して検診日程を周知してまいります。加えて、医師会様、歯科医師会様、薬剤師会様等の関係団体に協力をお願いしまして、広報、周知文章の掲出、また受診の勧奨をお願いしてまいりたいと考えております。平成29年度の目標といたしましては、がん検診につきましては平成26年度実績のそれぞれ1%増、特定検診につきましては平成26年度実績の1.6%増としておりまして、予算としては広報用チラシの印刷経費等で27万7000円を計上いたしております。私からの説明は以上でございます。神崎に変わります。

○神崎子育て支援担当課長 子育て支援担当課長の神崎です。どうぞよろしくお願いたします。座らせていただきます。続きまして、子育て支援グループが担当します、平成

29年予算及び運営方針案の部分を説明させていただきます。概要版の19ページをおあけください。19ページの下の部分を見ていただいてもよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。3)、「発達障がい児の養育者支援」の項目をご覧ください。これはそれぞれの違いや個性を受け入れて自分らしく暮らせる、障がいのある方にとっても住みやすい地域づくりを目指すため、発達障がいにかかる相談事業で5年目になります。具体的に申しますと、障がいのある子どもさんを育ててこられた親でつくられたNPO法人「チャイルズ」に面接をお願いし、年7回、1回につき2組までの親に対し生活上のアドバイスや、情報提供を行うなど、相談に乗っていただくものです。仲間同士が共感し支え合うという意味で、「ピアカウンセリング」と呼んでおります。また、市民向けの講演会も実施いたします。

平成29年度におきましては、その部分に加えまして、過去にピアカウンセリングを受けていただいた方々、あるいはカウンセリングを受けておられなくても参加していただきたい方々に集まっていただきまして、仲間づくりや意見、情報交換、そして相談にも応じる場をつくります。まず平成29年度は1回実施いたしまして、ニーズが高いと判断された場合は平成30年度以降回数をふやしていくことを検討しております。業績目標としましては、相談できる場を用意したことで不安が軽減されたと答えた養育者の割合が70%としております。

続きまして20ページをご覧ください。よろしいでしょうか。4)、「児童虐待の防止・DV被害者の支援」のところでございます。虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るために関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有いたしまして、適切な連携を図るために関係機関が子どもに関する情報の考え方を共有し適切な対応をして漏れがないようにケースの進捗管理を行うため、公的な関係機関が集まりまして、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」というものを毎月1回開催しております。そのうち、年2回は全ケースの見直しを行っております。例年2月から3月頃には、子育て支援関係機関が集まりまして、児童虐待防止や子育て支援に関する講演会を実施

いたしまして、スキルを高めていただくとともに、交流する場をつくることによって連携を強化し、区の「子育て支援室」につながりやすい体制を作ってきました。また、DV被害者を迅速、安全に保護すること及び各種制度につなげ、自立に向けた支援を行ってきました。平成29年度におきましても、引き続き児童虐待の早期発見と防止及び適切な対応、そしてDV被害者の支援に努めてまいります。平成26年3月から、子育て支援専門部会の構成員に組み込まれました、「子育て支援連絡会」というのがあります。これは社会福祉協議会と子ども・子育てプラザを事務局としまして、港区の子育て支援機関により構成された、「みんなと子育てしチャオ会」のことですけれども、月1回の会議を開き、連携して子育て支援行事を開催する中で子育て相談や共有した子育て情報を各子育て機関から提供していただいております。目標としましては、この「子育て支援連絡会」のメンバーに対しアンケートをとらせていただきまして、「子育て支援室」が児童虐待の早期発見・防止のために相談と連携の機能を果たしていると答えた人の割合を80%以上としています。平成28年度は実施した講演会の理解度を目標としておりましたが、その点を変更しております。

次に28ページをご覧ください。28ページ、よろしいでしょうか。「子育て世代」の応援ということで、1)、「保育所待機児童への対応」について説明させていただきます。大阪市としましては、平成30年4月までに待機児童を含む利用保留児童の解消のため、入所枠を6053人分増やすことを目標としています。全区役所の庁舎や市役所庁舎に保育施設を開設することも検討することとなっております。24区の平成29年度待機児童数は4月以降に正式に公表される予定となっておりますが、港区におきまして平成28年4月1日現在の待機児童数は5人となっております。この5人というのは全て「優先待機」と言われる方々で、入所先が内定したにも関わらずお子様に障がいがあり保育士や看護師を確保しなければ入所ができないという方々でした。その方々以外の保留数は65人でした。平成29年度につきましても、この「優先待機」というのが港区において発生しております。そのような中で、0歳、1歳、2歳の低年齢児の保育所

入所枠を確保するために、小規模保育事業所、及び5人制の家庭的保育事業を公募していきます。また、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」というのが施行されていますが、新制度におきましては“保育に欠けるこども”から“保育を必要とするこども”が対象となりました。これは親の働き方にかかわらずこどもに良好な養育環境を保障していくということで、従来の待機児童よりも範囲を広めた児童を対象としていくことから、70人定員の民間保育所の公募も予定しております。ちなみに、2月28日締め切り時点で、港区については応募事業者がありませんでして、再度二次を募集しているところです。また、大阪市の方針で港区役所においては超規模保育施設の開設が可能かどうかを今検討しているところです。在宅のこどもに対しては、一時保育、あるいは学童保育などの地域の子育て資源の中からその家庭のニーズに合った情報を提供していくこととしており、保健福祉センターにおいては平成27年4月から「利用者支援専門員」を3階保健福祉課子育て支援グループに置き、さまざまな子育ての支援情報を提供しているほか、プラザや子育てサロンにも出向きましてアウトリーチ型の支援も実施しています。平成29年度におきましても、この利用者支援専門員の配置を継続し、個別ニーズに合わせた情報提供の充実を目指します。また、大阪市におきましては、「多様な保育ニーズ」への対応として、病児保育の拡充にも取り組んでおります。平成28年度の公募では4カ所募集し、結果、港区におきまして、この3月1日より社会福祉法人波除福祉会による病児・病後児保育室「ぴ〜よんルーム」が開設されました。住所は南市岡1-7-1、シエテ南市岡というマンションの1階になっております。

続きましてその下の2)、「子育て支援情報の提供」について説明させていただきます。よろしいでしょうか。子育てされている方をサポートするため、子育て支援情報を的確に提供すること、また乳幼児健診時に状況に応じた情報提供、相談や支援を行っています。ケースによりましては家庭訪問も行います。平成24年度から作成しております、「楽育子育てマップ」というのがありますが、平成29年度分につきましては平成30年3月に6000部を作成し、平成30年4月から配布していく予定です。マップにつ

きましては、有効な配布、配架先を検討しなければいけないということで、母子手帳の交付の時、出生届の時、1歳半と3歳健診時の時、あと各子育て機関に配架をお願いしておりますが、平成28年度からは老人福祉センター、中央体育館、図書館、そして民生委員様、主任児童委員の皆様方にもお渡しして、活用と必要な家庭への配布をお願いしました。ちなみに28年度分のマップにつきましては、この3月に6000部つくりまして、4月から配布をしていく予定です。目標といたしましては、各子育て支援機関でアンケートを実施いたしまして、子育て情報が役に立ったと答えた区民の割合を97%以上としております。で、97%以上としてかなり高いのは、以前の時に97%ということで評価をいただきまして、とりあえずそれを目標とします。必要とする家庭に必要な情報を提供することは、地域の身近なところで相談ができ、住みやすい子育て環境につながることで、また、児童虐待の防止につながることから、取り組みを継続していきます。とりわけ、平成29年度から公募で選ばれた「子ども・子育てプラザ」とは、プラザが既に開設している子育て応援ネットをより充実させていくため、さらなる連携を進めてまいります。

最後になりますが、同じく28ページの一番下、3)「子育て相談機関による支援の充実」の項目です。よろしいでしょうか。各子育て支援機関が要保護児童の情報を共有し、相談機能や対応力を向上させるため、引き続きまして「子育て支援室」、「子ども・子育てプラザ」、「子育て支援センター」、そして平成29年4月から公募で選定されました、子ども情報研究センターによる「はっぴいポケットみ・な・と」の4者会議を毎月1回開催していきます。要支援ケースについては、各子育て支援機関が単独で抱え込むことなく、ケースがどの機関に来られても対応が可能なように情報と対応を共有し、また必要なケースについては「子育て支援室」から保健活動部門に対し、健診時に気をつけていただきたい方の情報として提供し連携を図ります。目標としましては、「子育て支援連絡会」のメンバーに対し、アンケートをとらせていただき、「子育て支援室」が児童虐待の早期発見防止のために相談と連携の機能を果たしていると答えた人の割合

を80%以上とします。平成28年度は年間の4者会議の回数を目標としておりましたが、その点を変更しております。以上です。

○**柏木生活支援担当課長代理** 生活支援担当課長代理の柏木でございます。よろしくお願いいたします。座らしていただきます。私のほうからですが、20ページ目の一番下、括弧6の「生活困窮者対応の充実」という点についてご説明いたします。よろしいでしょうか。で、港区におきましては、平成27年度から生活全般における困り事の総合的な相談窓口といたしまして、区役所の2階に「くらしのサポートコーナー」を設けているところでございます。窓口におきましては、相談員が内容を丁寧に聞き取りいたしまして、相談されるご本人の同意を得まして生活の自立に向けての支援プランを策定し、ご本人さんへの支援を行っているところでございますが、その相談内容につきましては非常に多岐に渡っており、くらしのサポートコーナーだけでプランを策定し解決できる案件は少なく、適切な支援を行うためには、相談される方の、互いに対応が可能な関係機関の協力が不可欠でございます。そのため、引き続きましてプラン策定に際しての支援調整会議への関係機関への参加を求めまして、また実際の相談事例報告や関係機関との意見交換を行う場を設けまして、サポートコーナーでの相談事業を円滑に進めてまいりたいと考えておるところでございます。平成29年度を目標といたしましては、関係機関との事例報告、意見交換会を実施いたしますとともに、支援調整会議における関係機関の参加によるプラン策定の割合を30%以上としたいと考えておるところでございます。私のほうからは以上でございます。

○**武智議長** 事務局からの説明について、ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。どうぞ。

○**上田委員** 上田です。本筋には関係ないと思うんですが、資料の2ですか。資料の1。中学生になって急増する不登校生徒ってあるの、何で急増するん。何が原因なんですか。

3ページ目の港区成人の日記念のつどいで、実は私も困っているんですけどね。とい

うか、来年以降のやつ受けつけできてへん。わかりませんけども。だからこんな予算出て、あそこはとれなかったら成人式どこでやるん。以上です。

○武智議長 ほかにはいかがですか。

とりあえず、それじゃ今のご質問につきまして。

○川上総合政策担当課長 ただいまの上田委員のご質問、ご意見に対しまして、まず1点目ですが、資料1の2ページ目にございます、不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業の中の、中学生になった時に不登校がふえるとなっているが、原因はなにかというご質問ですが、やはりその小学校から中学校に上がる時に環境が大きく変わること、勉強についていけなくなる、というようなことが原因で、不登校になる方が多いと考え、この間港区といたしましても中学校に上がる時の不登校を防ぐということで、中1ギャップに対する取組をすべきとしたことから、原因といたしましては環境が変わることと、勉強が難しくなる、勉強がついていけなくなるというようなことが主な原因になっていると考えております。

○幡多副区長 すいません、いずれも今ご質問いただいたことが子ども・青少年部会にかかわることなので、ちょっと専門的なお答えができないので、きょうのお答えについてはちゃんと担当のほうに回答をつくってもらって、またお渡しをさせていただきたいと思っています。中1ギャップと言われている、中学校になったら、やっぱり不登校がふえるというのは、中学生になると1人の先生がいろんな教科を教えるんじゃなくて、大体もう教科というのはそれぞれ別の先生が専門的に教えるということとか、宿題が各段にふえてきて、なかなかおうちで勉強をする習慣がもともとついていない人というのがついていくのが、ちょっと難しくなってくるというふうなこともあって、中学校になった時に不登校がちな人がふえてくるという、そういう傾向が言われているのではないかと思うんです。ちょっとここはちゃんと確認をして、回答のほうを出ささせていただきます。

あと、成人式の会場については、今これをどういうふうにしたらいいのかというのは

これから皆さんともご相談さしていただいてということになりますので、すいません、今の段階ではちょっと申し上げることができないです、すいません。

○武智議長 ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○山本委員 資料3、港区運営方針の部分なんですけども。資料3の港区運営方針の16ページなんですけども、内容というよりも、言葉の理解なんですけども、16ページの半括弧の2「高齢者等要支援者の見守り支援」のところなんですけども、要支援者とか要援護者とか、高齢者等とか、いろいろ言葉が出てくるんですけども、何か統一したほうがいいのではないかと。おなじ意味なのか、はたまた違うから言葉を変えているのかというところが1つ。

それと、もしできることなら、高齢者とは何々何を指すとか、要援護者とは何々何を指すとかという宣言というのが必要なのかなというふうに思いました。

それからもう一つですね。20ページなんですけども、半括弧の4の児童虐待の部分と、半括弧の5の障がい者の、障がい者、高齢者の虐待を特にある時点の虐待防止という項目で4の児童と、5の障がい者・高齢者に分けたのはどういう理由か。虐待のくりだと1つでいいのではないかなというものが1つ。それから、児童のほうにだけ予算がついているのはなぜかというのと。それから、その4のほうの「児童虐待の防止・DV被害者の支援」という、DV被害者には高齢者、障がい者含まれないのかということ。それが今のところ質問ですな。

あともう一つあります。その下の6ですね。6のところの一番下のところですね。「くらしサポートコーナー」による事例報告や参加者が相互に意見交換できる場を設定する。」とあります。具体的にはどのような場を設定するのか。2015年4月にこの法律が施工されて、もう2年になるんですけども、その間に場の設定はなかったのかと、参加者が意見交換ができる場の設定がなかったのでしょうかというものが質問です。

あと最後にもう一つだけ。もう言い続けたんでついでに言います。様式1の裏面なんですけども、その下の「市政改革プラン2.0」に基づく取組等」というのがあるん

ですが、その歳入の確保というところに、「自動販売機使用料収入」というのがあるんでちょっと自動販売機について質問させていただきたいんですが、区役所の中に何台も自動販売機があるんですね。で、社会福祉協議会に行くと入り口のところに自動販売機があって、その販売機が飲み物の値段が安いんですね。値段が安いのと、1本買うと児童でどこかへ寄付するというようなことが書いてあるんです。そういうような自動販売機を区役所の中に置くということはできないのかということです。今の自動販売機をそれに変えるとか、新たにふやすとか、何かそういうことができればいいなと思っています。たまに区役所の方が外の安い自動販売機で買っておられるんも見ますので、できれば安いほうがいいなとも思います。以上です。

○武智議長 どうぞお答えください。

○中村保健福祉課長 保健福祉課長中村でございます。まず1つ目ですね。資料の3の16ページの半括弧の2のところ、要支援者、要援護者、高齢者と、いろんな言葉が出ているということで、ご指摘のとおりなんです。援護とは困った人のかばい助けること、また支援とは他人を支え助けることで、高齢者等というのは65歳以上の方とか障がい者の方とか、こどもさんというようなことで、ちょっと使い方が曖昧になっているところがございますので、要援護者に文言を統一し、必要に応じて用語解説を追記したり、わかりやすい表現に改めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

2つ目が、20ページのところで、なぜ児童虐待と障がい者、高齢者、虐待に分かれているのかというご質問でございます。ちょっとこれはもう役所的な理由というか、そういうことになろうかと思ひますけれども、児童虐待につきまして、区の役割と申しますのは予防、早期発見の取り組み、また児童虐待の相談窓口になって、必要な調査や指導を行うと、こういう役割になっておりますが、児童を職権保護する判断とか、実際に分離する保護につきましては、大阪市こども相談センターが行っております。一方障がい者、高齢者虐待では区役所のほうで予防、早期発見から相談、調査、当事者同士の

分離の判断、分離保護、擁護者支援に対する全てを行うなど、取り組み方が異なっておりますために、分けているというようなことでございます。

それから、次、なぜ4のみ予算がついているのか。これはどちらもお金はかかります。で、会議等の開催経費がございます。児童虐待は区が直接要求する区のまちづくりの予算であるため、ここに金額を載せております。障がい者高齢者虐待は区のシティー・マネージャー事業、区CM事業ということで、区にかわって福祉局で予算要求をしているために運営方針に予算額が記載されておられません。実際は障がい者虐待が1万2000円、高齢者虐待が2万6000円という予算はございます。

それから、次にDV被害者という用語と高齢者、障がい者の関係で、DVと言いますのは、いわゆる配偶者や恋人から加えられる暴力のことでございます。DVであっても被害に遭っている人が65歳以上の場合は、高齢者虐待として取り扱っております。また、DV被害に遭っている方が障がい者の場合、DV担当と障がい者担当で当事者にとってよりよい支援ができる担当のほうで支援を行っておるといふ実態でございます。

○**柏木生活支援担当課長代理** 生活支援担当課長代理柏木でございます。括弧6、「生活困窮者対応の充実」のところ、相互に意見交換できる場についてでございますが、ちょっと説明が足りませんでした、申しわけございません。この意見交換の場ですけれども、平成27年度に事例報告意見交換会というものを、港区の社会福祉協議会様、それと区内の地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、ハローワークといった相談支援機関の窓口の担当されている皆様、それと地域の民生委員の代表の方、そして区内の港警察署、区内の小中学校の代表、それと区役所の関係各課の実務担当が集まりまして意見交換の場を、平成27年度に2回、平成28年度におきましても8月に開催いたしました。また、この3月にももう一度開催する予定としておるところでございます。私からは以上でございます。

○**幡多副区長** 最後に自動販売機の件です。港区役所には、1階と3階と5階に自動販売機を置いています。これは入札をかけて、一番高く借りていただける、その場所を

借りていただける業者さんが自動販売機を設置しています。で、大体年間に100万円ほどこれで港区役所に収入が入っています。財政状況が厳しくって、毎年毎年予算を減らされていく中で何とか区役所が独自に収入を上げてそれを事業に補填するというようなことをやってきています。そのようなことで、その100万円というのは本当に虎の子のお金で、しかも港区役所のほうで自由に使えると。福祉とか、防災とか防犯とか、お金をどこの部分に充てるという決め方はしていませんが、港区役所が皆さんから聞いたご意見も反映して行う事業の財源に充てさせていただくということになりますので、今おっしゃっていただいているような、自動販売機の仕組みだとしんどいんじゃないかなというふうに思います。ただ、次の更新が1年半ぐらい先になるので、それに向けて勉強はしていきたいと思っています。また、価格を安くするというについては、契約手続き上、幾らにするのかというのはその自動販売機を持っている事業者さんが決めるということで、区役所のほうでこういう価格設定にしてくださいということは言えないと所管局から聞いていますので、今の制度上では難しいのかなと感じております。

○山本委員 1年半後になるということなんですけれども、価格を安くするのも区民サービスだと思いますのでご協力いただけたらいいかなと思う。

○幡多副区長 安く飲み物を買っていただくということと、それでどれだけ収入が減ってそれが事業に影響するかなど、そのあたりはよく検証しながら、見直していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○武智議長 ありがとうございます。それであと、上田委員から。

○上田委員 小学校のことは私多少はわかるんですけど、中学校のことはほとんどわからへんねんね。入学式、卒業式、運動会の程度で。で、塾代助成つつうのもひっかかってんですよ。息子のころなかったからね、塾代なんか出すなってね。勉強がおくれるからそっちの援助かなと思ったりもすると。私市岡中学知らんけどね。弁天、磯路、市岡。で、弁天、磯路の多いんかな。市岡は43左側だけです。ほんなら絶対少数いっつもいじめられんねんね。うん。大問題になったことはない。

○幡多副区長 基本的に港区は小学校区単位ですごく活動していただいて、で、地域の方々も、どちらかと言うと小学生をよく見ていただいている傾向があつて、なかなか中学校との関わりが小さくて、いろんな意見とかが言いにくいというのがもしかしたらあるかもしれません。ただ、やっぱりいじめの問題は絶対に放置や看過はできないので、それはしっかりと通報をして学校のほうで対処していってもらわないといけないので、学校のほうに直接言っていただくなり、区役所に教えていただいて議決していきたいと思います。

○上田委員 学校も知ってんねんで。長年よ、だから。それ絶対少数がいつもいじめられる。

○幡多副区長 上田委員からそういうお話があつたということは、担当伝えます。

○武智議長 ほかにどうですか。はい、どうぞ。吉田委員から。

○吉田委員 吉田です、よろしくお願いします。上田委員と重ならないようにしたいと思うんですが、資料が資料1の2、新しい取り組みの中で、港エンパワメント塾、また拡充の不登校児童。このあたりから4ページの51番、53番、予算と照らし合わせてもかなり港区で学習のほうに利点を持っているんだなというのが見受けられるんですが、2ページのご説明の時に、港エンパワメント塾、こどもの貧困の連鎖等の役割もというようなご説明があつたかと思われま。去年の夏に大阪市のこどもの貧困調査などがあつて、そろそろいろんな結果が出そろっているところかと思いますが、この辺出そろった時に、こどもの貧困対策、学習というのはもちろん大事なことで、貧困の連鎖を断ち切るためには1つの形だとは私も考えますが、そのアンケートに対して、出てきたものに対して同じようにこのエンパワメント塾というのが、工夫点にもいろいろこども食堂の実施や距離、これを地域でというような形で書かれてはいるんですけども、そのあたりもここで対応するという予算額と捉えてよろしいのでしょうか。

○武智議長 どうぞ、どうぞ。

○川上総合政策担当課長 吉田委員からのご質問に対しての答えなんですけども、昨

年の夏にアンケート等ございまして、そのこどもの生活実態状況について調査をしたところで、現在はまだ速報値しか出ておりませんで、最終的な取りまとめといたしましては、今月の末ぎりぎりになるということでもあります。その出てきた結果を来年度早々に検証いたしまして、大阪市といたしましては翌年度の平成30年度から本格的にこどもの貧困を連鎖させない取組を進めていくという運びになっているのですけども、その速報値から特に先行的に実施をして、平成30年度からの本格実施に備えて取り組んでいこうという事業が実は各区から提案をしまして、今10区13事業につきまして予算要求することが認められた形になっております。その10区13事業のうちの2つがこのエンパワメント塾と不登校事業児童生徒アウトリーチ型支援事業になっておりますので、平成30年度からの本格実施に向けての先行的事業という形になっております。塾の方ですと、塾代助成事業が現在もあるのですが、港区中でのアンケート結果から、その塾代助成の額だけでは塾に行けないというご意見もありまして、それが理由で塾に行かないという方が多かったということもございまして、塾代助成事業だけで塾に行けるような仕組みをつくろうということで、新たに取り組まさせていただくことになります。ですから、その結果も含めて検討し、本格的に平成30年度に実施するための先行的事業という位置づけになりますので、よろしくお願ひしたい。

○武智議長 ほかにご質問ありますか。どうぞ。

○幡多副区長 特に区役所からはほかにございませぬ。

○武智議長 区役所からございませぬか。ほかにご質問、ご意見ございませぬか。はい。はい、どうぞ。西澤さん、はい。

○西澤委員 最初から出ていた資料3の6ページなんですけれども、「校庭等の芝生化」いうところなんですけれども、港区の小学校と、中学校も入ってですかね。全校庭を芝生化するんでしょうか。結局全部そろろうのがいつごろなのか。で、この芝生の維持するのに何か専門家によるサポートを活用するとかあるんですけれども、いずれはこれ地域のボランティアの人がやっていくんでしょうか。ちょっとその辺気になったんで。

○武智議長 どうぞ。

○幡多副区長 よろしいですか。

○武智議長 はい、副区長から。

○幡多副区長 これ、コミュニティづくりを促進するという事で、地域の皆さんにも入っていただいて芝生化を進めるという取り組みなんですけど、なかなか地域の皆さんのご負担のこととか、それから実際に学校のどの部分に芝生を植えられるのかという、調整も必要です。私の記憶が間違いでなければ今のところ築港中学と築港小学校と南市岡は既に芝生化したと思うんですけども、あと磯路はどうだったかなと思うんですけど、そこの芝生化をしました。で、平成29年度は新規の予算はついていなくて、維持するための経費をこの予算額のところに上げさせていただいています。なかなか全ての学校に展開するのは、難しいかなと正直思っています。

○武智議長 よろしゅうございますか。はい。時間の都合もございしますが、特にございませなんだら次の、その他に移りたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。

それではその他に移っていただいて、進めたいと思います。

○中村保健福祉課長 議題「(2) その他」で、「地域支援調整チームからの要望」につきまして、私から回答させていただきます。当日資料の⑥、「地域支援調整チームからの要望」をごらんいただきたいと思います。さる2月27日に地域支援調整チーム会議を開催させていただきまして、高齢者支援専門部会、障がい者支援専門部会、子育て支援専門部会の各部会から代表の委員の方にご出席いただきまして、要望について意見交換、また検討をいただきました。全部で9つの要望をいただいておりますので、順に回答させていただきます。1ページ目、高齢者支援専門部会からの要望でございます。要望1、「区における高齢者虐待対応体制の充実が必要である。」という要望でございます。回答でございます。港区では高齢者虐待事案を適切なサービスにつなげるため、通報を受けた際には担当者1人で判断するのではなく、サービス利用調整会議にはかり、

区保健福祉センターとして組織的な判断をしております、また定期的に高齢者虐待担当、地域包括支援センター、生活保護、ケースワーカーによる高齢者虐待事例の検討会を開催しております、対象者の今後の支援方策について協議をしております。また、高齢者虐待の対応には迅速かつ的確な対応と判断が必要であることから、窓口業務が重ならないよう調整し、担当職員が対応できるようにするとともに、虐待対応が輻輳し担当職員だけで対応できない場合は課長代理級以上の管理職も加わり早期の対応を行っております。今後とも区役所内での協力体制を確保し、高齢者虐待通報への迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

続きまして、2ページの要望の2、これも高齢者支援専門部会からの要望でございます、「認知症高齢者支援における在宅医療と介護の連携の強化について」の内容でございます。回答といたしましては、平成28年度から南部包括支援センターにおきまして、認知症初期集中支援チームが設置されており、介護職と医療職が連携してチーム員医師による指導のもとに早期発見、早期診断、早期対応に向けた取り組みを行っております。また、在宅医療と介護の連携については、平成26年度、「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、地域の医療、介護の資源の把握や専門職を対象とした研修等を行っております。さらに、昨年8月から在宅医療・介護連携相談支援室が設置されまして、専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置して、医療、介護の関係者からの相談や情報共有の支援などを行い、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた取り組みを進められています。区役所といたしましても、地域で生活する認知症高齢者を早期に医療へとつなぎ、住みなれた地域でできるだけ長く暮らせるよう、在宅医療と介護に携わる多職種が互いの職種の業務内容を正しく理解し、知識や情報を共有する機会の提供と、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、在宅医療と介護の連携や強化を図ってまいります。

続きまして3ページ、要望の3、こちらも港区高齢者支援専門部会からの要望でございます、「地域医療と介護に関係する様々な職種の連携をさらに推進するため、関係

職種の業務内容等について理解を深められる取組みを継続していく必要がある。」との内容でございます。回答でございます。平成26年度に設置いたしました「大阪市港区在宅医療・介護連携推進会議」のもとで、平成27年度に医療機関や介護事業者、ケアマネジャー等の専門職を対象にアンケート調査を実施いたしましたところ、関係者の連携をスムーズに行うための方策や取組みとして、「多職種での事例検討会の開催」や異業種、医療と介護の間ですけれども、間でそれぞれの分野の知識を学ぶ機会を設けてほしいとの意見が多くありましたため、医療と介護に携わる多職種の専門職が参加し、交流するグループワーク形式の研修を開催し、平成28年度も同様の研修を行ったところでございます。また、平成28年度には医療・介護の職種の相互理解を深めるため、自主勉強会も実施いたしましたところでございます。研修後のアンケートの結果、グループワーク型研修、自主勉強会の両取組みとも、他の職種との連携を進めるには有効であると評価をいただいている一方で、医療と介護に携わる各職種の業務内容に関する知識と理解はまだ不足しているとの意見もございますことから、今後研修を行うに際しましては、参加者のニーズに合致した実効性の高い内容となるように、研修のテーマや実施方法につきまして、在宅医療・介護連携推進会議において出された意見や要望を生かせるよう十分検討をしております。

続きまして、4ページ、要望の4、障がい者、高齢者支援専門部会からの要望でございます。「障がい者・高齢者の権利を守るため、虐待についての知識を周知する必要がある。」との要望に対しましての回答でございます。関係機関を対象とした障がい者・高齢者権利擁護講演会を開催いたしますほか、広報誌やホームページ等を通じた広報や周知を行いますとともに、地区民生委員長会や地域合同会長会などを通じて広く地域に広報、周知を行ってまいります。また、関係行政機関に対しましては、港区内の関係行政機関が集まる行政連絡調整会議におきまして、高齢者や障がい者虐待・権利擁護について周知を行うとともに、権利擁護の講演会に参加を呼びかけるなどの取組みを進めてまいります。

続きまして、5 ページ、要望の5。障がい者支援専門部会からの要望で、「障がいのある人全てが適切な計画相談支援が受けられるよう支給決定のあり方を見直すこと。」という要望に対する回答でございます。港区の計画相談支援支給決定率は昨年11月末では33.7%と依然として多くの方が計画相談支援を受けられていない状況でございます。港区では平成27年10月から相談支援事業所連絡会を月1回開催し、計画相談支援を希望する障がい者ができるだけ早期にサービス支給が受けられるよう働きかけております。保健福祉センターの窓口においても、計画相談についても十分な説明をした上で、適切なサービスが支給できるよう努めておりますが、障がいのある人が一人一人のニーズに合ったサービスを適切に受けられるよう計画相談支援のみの追加申請を認めることと、セルフプランから計画相談に移行した場合、サービス内容に変更がなくても新規の計画相談支援として取り扱えるよう国に対して制度の見直しを要望するよう福祉局に働きかけてまいります。

続きまして6 ページ、要望の6。障がい者支援専門部会からの要望で、「障がい福祉サービスの訓練等給付において早期に暫定支給決定が受けられるようにする」という内容の要望に対する回答でございます。障がいのある人がそれぞれの障がいの特性や状況に即した仕事で、その人らしく働き、地域で安定して自立して暮らすためには個々のニーズに答える多様な支援が必要である、訓練等の給付において、就労経験があり、就労支援事業所を探し直ちに訓練可能な人が早期に暫定支給決定を受けることができるよう、国に対して制度の見直しを要望するよう福祉局に働きかけてまいります。

続きまして、7 ページ、要望の7。これも障がい者支援専門部会からの要望でございます。「築港地域の障がい者福祉サービス提供事業所の不足について」の対策をという内容の要望でございます。築港地域における障がい福祉サービス事業所の不足につきましては、区としても大きな課題と認識しております。現在築港地域内で障がい者福祉サービスを受けておられる方の利用状況を調査しておりまして、今後既に築港地域で活動している障がい福祉サービス事業所に、利用を必要とされる方へのサービス提供を促す

とともに、必要に応じて介護保険サービス事業所等にも障がい福祉サービスへの参入の働きかけを行うなど、障がいのある人が適切にサービスを受給できるよう取り組んでまいります。また、移動に一定以上の時間がかかる場合の報酬額の上乗せ等の予算措置につきまして、福祉局に対し要望してまいります。

続きまして、8ページ、要望の8、子育て支援専門部会からの要望で、「青色防犯パトロール活動の現状と充実について」という内容の要望に対して回答でございます。青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールが警察が認めた団体に限りその活動が認められております。港区内では、三先・八幡屋・市岡の3地域と港湾局、港区役所が青色防犯パトロールを実施しております。三先・八幡屋・市岡の3地域は週2回から4回、夕方に各地域内を対象に、また港湾局は職員によるパトロールを終日港区・大正区・住之江区・此花区の4区の湾岸部を対象としてされております。で、港区役所としましては、職員によるパトロールを平日の9時から17時の間で区内全域を対象に行っております。放送内容につきましては、各団体が独自に放送しており、港区役所が実施するパトロールでは、地域課題や犯罪発生状況を踏まえまして、天保山の周辺では迷惑駐車や歩きスマホの注意喚起、みなと通の港晴付近では、ごみの不法投棄の啓発、また港区役所では民間委託により夜間・深夜の青色防犯パトロールを犯罪実態を踏まえたコース設定などにより区内全域を対象に1日置きに実施しております。今後事案発生時には重点的な巡回を行うなど、臨機応変な対応を実施してまいります。

最後に9ページ、要望の9、子育て支援専門部会からの要望でございます。こどもの貧困対策について、区の現状と対策はどのような状況か、またこども食堂等の情報や支援体制などについての要望でございます。回答でございます。こどもの貧困対策については、本市において昨年度6月から7月にこどもの生活に関する実態調査を実施し、3月ごろに詳細な分析結果を公表する予定となっており、区としてはその結果をもとに現状分析を行い必要な施策を検討・実施していくということでございます。なお、昨年9月に速報値が公表されておりました、その結果を踏まえ実効性が見込まれる事業を一部先

行することといたしまして、先ほど来お話に出ておりますけども、港区では平成29年度に学習習慣の定着のための塾代助成事業を活用しました、「港エンパワメント塾」及び不登校児童生徒の支援のモデル事業を実施することとしております。こども食堂につきましては、本年2月にこども食堂の立ち上げや運営に関する経験や課題、今後の展開等についての講演会を開催いたしましたところでございます。区内の幾つかの地域ではこどもに食事を提供する新たな活動の準備が進められておりますが、多くは貧困層のこどもを対象とするのではなく、地域の全ての小学生とその保護者を対象としたり、こどもを始め誰でも利用できる地域コミュニティー型食堂として実施される予定とお聞きしております。区としては引き続きこども食堂に関する情報収集を行うとともに、まちづくりセンターも活用いたしまして、活動に関心のある地域や団体・グループ等に必要な情報提供等を行ってまいります。要望に関する回答は以上でございます。

○武智議長 あらゆる事務局からの説明にかんして、ご質問、ご意見を承りたいと思っております。

砂田事務局長さん、何かありませんか。

○幡多副区長 ご意見でも何でもよろしいですよ。

○武智議長 そう、何でもいい。今日は福祉のほうやから、何でもいいですわ。

○港区社協（砂田事務局長） 寄付つき自動販売機の件で。山本委員からちらっと言っていたきました、先ほど自動販売機のことでお話があったんですけれども、港区社協のほうは自動販売機を置くというところから始まっておりますので、実際に収益はほとんどありません。電気代等に消えて、雑収として少しあるかなというような形でございます。ただ、1本購入いただいたらそれが寄付というふうになりまして、それは港区社協の善意銀行のほうに寄付をいただいております。これは大阪の青年会議所さんがやっている事業ですので、そこと協働して行っている事業となっております。そして、港区社協の善意銀行に寄付いただいた分にかんしましては、ぜひ防災に関することに使ってほしいということで、防災に関する講座ですとか、災害時の物品の購入ということで

使わせていただいております。ですので、少し自動販売機を置くことについても趣旨等が違ふのかなというところと、この事業を始めました時にもすぐに区役所さんはどうでしょうかというお話はさせていただいたんですけれども、きょうお話されたような内容で入札で決めているというところもありますしちょっと難しいかなというご返答をいただいたところでした。

○武智議長 ほかに意見ありますか。その他ということでございますので、特に説明の中でのことはもちろんですけど、それ以外でも、ふだん思っておられることでご質問があったら、あるいはご意見があったら伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

○幡多副区長 まだご説明させていただきたい資料が残っておりますので。

○武智議長 はい、ほんならやってください、はい。

○幡多副区長 説明させていただいていいですか。

○武智議長 はい、どうぞ。

○中村保健福祉課長 すいません。そうしましたら、引き続きまして、その他説明資料というのがございますが、この1枚目になっております。「港区の地域福祉の取り組み」という、ちょっと概念図みたいな形になっている、A4の縦の部分と、それについてA3、横の資料があると思います。それをちょっとご参照いただけたらと思います。これは、これ前回の区政会議福祉部会におきまして、ご意見をいただいたもので、地域福祉の推進にかかわる関係機関ではさまざまな関連事業を区内で実施しておられますが、それを区として把握しわかりやすく資料としてまとめて示すことにより、地域福祉の一層の推進が図られるのではないかと、こういったご意見をいただきました。それを受けて作成したものでございます。A4の縦の港区の地域福祉の取り組みをごらんください。真ん中に地域住民と、それを囲んで困りごとというようなことを並べております。そうした困りごとに、各関係機関や地域がサービスや医療の提供、また見守りや支援を行う関係性を図式化したものでございます。ただ、これ率直に申し上げまして各関係機関の

連携や協力関係を正確に図式化してあらわすのが非常に難しく、まだまだフラッシュアップをしなければならないと考えております。そういうものですので、忌憚のないご意見をいただけたらと考えております。またこの図の中で、例えば左上の医療機関の枠の中に、医師会、歯科医師会、薬剤師会とありまして、その横に②、③、④と○数字を振ってありますが、この○数字は下のA3横長の「地域福祉に関する各関係機関の取り組み（平成28年度）」という資料の関係機関の前に振ってある数字に対応しております。このA3横長の関係機関の取り組みの資料では各機関が参加している会議や、専門職向けの講演会や研修会、また一般向けの講演会とかイベント、また地域福祉に関する事業等ということで、事務局のほうでまとめております。事務局として、十分把握できていないところが多々あるかと思っておりますので、こういったことも記載すべきだとか、こんなこともやっているけれども抜けているというようなことがありましたら、ご意見なりお申し出をいただければと考えております。また同時に、各機関におきまして、平成29年度の取り組みでこういうことに力を入れていこうと考えているというようなことがございましたら、この際ですのでお教えいただければ非常にありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

時間の都合上、その他の資料を引き続き説明させていただきます。次に前回の区政会議福祉部会で説明させていただきました、ことしの4月から始まる介護保険の総合事業につきまして、福祉局がチラシを作成いたしましたので、少し説明させていただきたいと思っております。その他説明資料の、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりますというタイトルのちらしでございます。何度も申し上げますが、団塊の世代が75歳以上となる、平成37年、2025年に向けて、ひとり暮らしや高齢者のみの夫婦世帯、さらには認知症高齢者の増加が予想されております。現在の制度を継続すると、介護費用の増大、介護人材の不足が見込まれます。こういう状況の中で、介護保健制度を持続可能な制度とする必要があるため、総合事業を新しくやるということでございます。内容は前回の福祉部会でも説明させていただきました、ごく簡単な説

明になりますけれども、介護保健要支援1の方々が受けることのできるサービスが、今回新たにサービスの費用の安い生活援助型訪問サービス、それと短時間型通所サービスというのがふえまして、3種類の訪問型サービスと通所型サービスに変わるというものでございます。また、一般介護予防事業として、大阪市としてはいきいき百歳体操の普及を支援することとしております。次につけております資料で、港区のいきいき百歳体操の取り組み状況というのがありますけれども、この4月からは全11地域、16カ所において取り組まれることとなりました。区役所といたしましても、引き続き普及の支援に努めてまいりたいと考えております。次の、また1枚めくっていただきますと、カラー刷りの「医療と介護であんしん生活！」というパンフレットがございます。運営方針の中でも少し説明をさせていただきました、在宅医療、介護連携の推進の内容や相談窓口をわかりやすくイラスト入りで解説しております。今後、区内の医療機関や介護事業所等の関係機関へ配架をお願いいたしますほか、港区で実施するイベント講演会なども、チラシの配架依頼先にも協力をお願いして、広く区民の方にごらんいただけるようにしてまいりたいと考えております。

○禿保健福祉課長代理 港区役所保健福祉課課長代理禿と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。次の「がん検診へ行こう！」という書類につきまして、私から説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。このがん検診でございますけれども、日本人の死因の第1位、大阪市でも同様ということになっております。しかし、がんにつきましては早期に発見して治療をすれば治る病気になってきたということで、港区では毎年3月の広報みなとで特集号を組みまして、その年の4月から翌年3月末までの間に保健福祉センターで実施をいたします、がん検診と特定健康診査の実施予定をお知らせしております。ことし、平成29年度につきましては、その中で一部、胃がん検診の取り扱いが若干変更となりますので、この点について特にご説明させていただきたいと思っております。

お手元に今ごらんいただいていると思いますが、特集号のコピーをつけさせていただきます。

いております。右下のほうに、5ページというところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、その下半分、がん検診等のご案内というものがございます。その枠の中の一番左下に、胃がん検診というところがございます。で、今現在大阪府で実施しております胃がん検診ですが、今現在は胃の部分のエックス線検査のみということで実施をしておるんですけども、ことしの秋ごろから取り扱いの医療機関におきまして、胃の内視鏡検査が導入される予定となりました。これにつきましては、厚生労働省が決めています、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というのがございまして、これが改正をされました。この改正に伴いまして、自治体で行う胃がん検診に胃の内視鏡検査が追加されたものでございます。この指針により、胃の内視鏡検査は対象が年齢50歳以上の方、また胃の内視鏡検査の有効性を研究したデータによりまして、検査期間は間隔大体2年から3年とするということが可能とされたということがございますので、大阪府では受診間隔は2年に1回ということで実施する予定となっております。なお、胃の部分のエックス線検査につきましては従来どおり、変更なく40歳以上の方、年に1回の受診となりますが、50歳以上の方につきましては胃の内視鏡の検査と胃の部分のエックス線検査のいずれかを選択していただくということになります。同じ年度の中に2つの検査を受診ということはできなくなっております。また、この胃の内視鏡検査を受診した方につきましては、翌年度は胃の内視鏡検査、またエックス線検査とも大阪府、自治体が実施するがん検診については受診ができないことになっております。このため、平成29年秋以降に大阪府が実施する胃の内視鏡検査を実施した方につきましては、翌年度も胃のがん検診を受けたいという、希望をされる場合につきましては、自費負担で翌年については受けていただくようになっております。そして、この胃の内視鏡検査でございますけども、検査1回ごとに機器の消毒などが必要になりますので、取り扱い医療機関のみの実施となりまして、保健福祉センターでは受診ができません。受診を希望される場合につきましては、取り扱いの医療機関に直接お申し込みをいただきまして、受診をいただくということになりますが、取り扱いの医療機関につきまして

は秋ごろ決定される予定ということで聞き及んでおります。また、自己負担金でございますけれども、今現在市議会のほうで検討されるということになっておりますので、きょう時点では未定ということになっております。

以上、ことしの秋ごろから実施予定の胃の内視鏡検査についてのご説明でございます。

○中村保健福祉課長 それでは、最後にブルーのチラシが最後についております。それと、その後に平成27年度のがん検診の結果の表が、ちょっと小さく、字が小さくて申しわけないんですけども、ついております。港区といたしましては、胃がんが24区中8位、大腸がんが15位、肺がんも15位、子宮頸がんが16位、乳がんが15位ということで、決して受診率としては高くない状況でございます。先ほど運営方針の説明の中でも申し上げましたが、健康寿命、また平均寿命も大阪市平均を下回る中でこういう率が低いということで、何とか受診率を上げるような働きかけを今後もしていきたいと思っております。また、特定健診の受診率でございますが、平成27年度につきましては、平成26年度、24区中最下位でございましたが、平成27年度は20位ということで、若干順位を上げております。これからも取り組みを進めて、もっともっと上に行けるような形になればと考えております。以上でございます。

それと、最後のブルーのチラシでございます。これも簡単に済ませたいと思っておりますが、臨時福祉給付金というのがまた平成29年度も支給されるということで、対象者1人につき1万5000円という。これは消費税の引き上げに伴いまして支給されるということで、これは2年半分ということで1人1万5000円というふうになります。支給要件といたしましては、1月1日現在大阪市内に住民基本台帳を登録しておられる方で、均等割の市民税が課税されていない方、ただし扶養親族になっておられる方は除きます。また、生活保護を受けられている方も除くというふうなことで、4月から申請の受付が始まりまして、申請受付後大体1か月後ぐらいに支給ということで今は聞いております。以上でございます。

○武智議長 ありがとうございます。いろいろとご報告していただきましたが、時

間も迫ってまいりましたが、ご意見ご質問ございましたら承りたいと思いますが。特にありませんか。いかがでございますか。どうぞ。はい、どうぞ。お願いします。

○坂本委員 坂本でございます。ちょっと質問なんです、4月から要支援の方に対して、広報なんか読んでいましたら、ご負担が3分の2、4分の3でしたかね。4分の3になるとかいうの書いていたんですが、その中で私が目にしましたのは、通所。通所介護は大阪市へのほうに移行するって書いているところを目にしたんですが、市が負担するということを読んだんですが、それはどちらのほうでするんですか、港区は。今までのように従来どおりデイの方が擁護の方をそのまま引き継ぐようには読んだところでは理解できないのですが。

○武智議長 どうぞ、どうぞ。

○中村保健福祉課長 いや、すいません。市の事業になるということで、介護保健の事業は国の制度の事業なんです、それが地域の、市町村の事業に移行するということで、大阪市が直接するということではございません。で、費用負担が4分の3になるとか、7割になるとかいうのは、4分の3になるというのは体にさわらない、生活援助型の訪問サービスというのを認めまして、体に触れるようなことはしてもらってはいいですけども、ちょっと調理をしていただいたりお掃除していただいたりというような生活援助型のサービスと言いますが、それにつきましては従来の訪問介護サービスの75%程度の報酬でできると。それから、通所のほうでは短時間、3時間未満の通所型サービスというのが約7割の単価でできるということで事業所さんにやっていただくには変わりはありません。

○武智議長 いいですか。はい。はい、どうぞ、坂本さん。

○坂本委員 坂本でございます。結局今までの、新しく支援を受けられる方は、新しく認定される方は4分の3の生活援助のお金、まあ安くなるということなんです、私は事業所の社長さん方に、大勢の方にお伺いしましたら、結局ヘルパーさんの往復の時間が一緒にかかるんですが、時間が短くなればそれだけ収入が少なくなるので皆さんは手

を挙げないということで困っておられるということを聞いておりますことをご報告いたします。

○中村保健福祉課長 ありがとうございます。ちょっと局のほうにもその辺の状況を確認いたしましたところ、坂本委員がおっしゃっておられます、生活援助型のサービスは、単価が低いということなんですけれども、大阪市の、市全体ですけれども、1600事業所が指定されておるといような状況ということでお聞きをしております。それに、そういう生活援助型のサービスを提供できるヘルパーの講習、短い期間の講習を受ければそれができるということになっておるんですけれども、今年度、平成28年度10回予定中7回その講習が済んでおりまして、大阪市内では181人、その他シルバー人材センター等で80名、ほか隣接地で大阪市と同じ講習の修了者もいるということでございます。平成29年4月当初で、生活援助型の支援を受ける方は約2000人と想定されておりまして、坂本委員の私的どおりかもわかりませんが、現ヘルパーさんの空き時間等を利用したサービスというようにも考えることによって、需要に応じていくというようなことで市としては考えておるところでございます。

○武智議長 よろしゅうございますか。はい。時間も迫ってまいりましたが、ほかにもございせんか。ございませなんだら議事はこれで終わらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

皆さま方のご協力によりまして、よりスムーズに進行ができましたことを、お礼を申させていただきます。ありがとうございました。それでは、閉会の言葉を副議長の近江さんをお願いしたいと思います。

○近江副議長 近江でございます。話がちょっと違いますが、保健福祉課の皆さん、いろんな団体が集まって八幡屋の公園の中で雪を集めまして、それで集まっています、400人ぐらいですか。400人ぐらいの人が小さい子どもさんも来られましたんです。いろんな団体がそういうふうにして集まってやる、本当にすばらしいことになると思います。先ほど幡多副区長のほう言われましたんですけど、港区の場合はその横

の連携がすごくいいんじゃないかと、そういうふうに思います。先ほど青色パトロールのことありましたんですけど、私とこの地域では5日と25日に2回夜間巡視やっている、その時は大抵の警察の方が一緒について回ってくれるんです。それで警察の方が一緒に回ってくれるとちょっと何かありましても安心して注意できたりとか、そういうこともやっています。いろんな形で各団体が連携をとりながら地域よくしていくとか、いろんな事業をよくしていくということは本当に大切なことなんやと改めて思っているわけでございます。本当にきょうはどうもいろいろなことを教えていただきましてありがとうございました。

○坂下保健福祉課長代理 ありがとうございました。長時間にわたりご議論いただきまして、まことにありがとうございました。これで港区区政会議と福祉部会とも終了させていただきますと思います。本日はまことにありがとうございました。